

道の駅「あぐりーむ昭和」
テナント募集要項

令 和 8 年 2 月

道の駅「あぐりーむ昭和」テナント出店者募集要項

1 募集の趣旨

平成23年にオープンした道の駅「あぐりーむ昭和」は、連日、大勢の利用者で賑わっています。

こうした中、現在、下記施設で営業しているテナントが令和7年9月末日をもつて閉店したことから、引き続き、道の駅利用者に対して、地元食材などを活かした昭和村ならではの飲食を提供できる新たなテナント出店者を募集します。

2 施設の概要 ① ② ③

名 称	道の駅あぐりーむ昭和
所 在 地	群馬県利根郡昭和村大字森下2406番地2
所 有 者	昭和村
事業主体	指定管理者：株式会社あぐりーむ昭和
建 築 年	平成11年

○あぐりーむ館食堂（① ②、2箇所）

建物面積	延べ床面積	249m ²
①北側厨房	31.06m ²	
②中央厨房	29.99m ²	

飲食スペース（共有） 119.24m²

建 築 年 平成11年（R8改修）

※厨房設備等については、出店者の決定後に協議する

○旬菜館 南側入口横販売スペース（③）

③厨房	約12m ²
建 築 年	平成10年

※厨房設備等については、出店者の決定後に協議する

3 施設の基本コンセプト

- (1) 地元の食材にこだわった、心のこもった料理を提供する。
- (2) 地元の食材が新鮮で安全安心、さらにおいしいことをPRする。
- (3) 利用者が気軽に利用でき、かつ利用者の満足のいく料理を提供する。
- (4) 利用者の立場に立ち、施設の適正な維持管理に努める。
- (5) 道の駅内の他の施設と協力し、利用者の増加に寄与する。

4 経費負担

- (1) あぐりーむ館食堂への出店者の使用料は売上額の12%（旬菜館販売スペースは10%）とし、当月分の使用料は翌月の末日までに納めていただきます（社会情勢により使用料を変更する場合があります）。
- (2) 電気料、水道料、ガス代、下水道使用料、燃料代、通信費その他経営上必要な諸経費は、出店者の負担とします。
- (3) 施設内外の工事費及び厨房設備・什器・備品・店舗サイン等にかかる費用は、出店者の負担とします。

5 応募者の資格

- (1) 道の駅の設置目的を理解し、上記「3 施設の基本コンセプト」を遵守し、管理運営に協力的である事業者（法人その他の団体、個人等）であること。
- (2) 指定管理者や他の出店者と協調・協力できること。
- (3) 安定した経営能力を有し、優良なサービスを提供できること。
- (4) 営業に際して必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許等を受けることが確実な者。
- (5) 公租公課を滞納していないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び昭和村暴力団排除条例（平成24年条例第11号）に規定する暴力団・暴力団員で構成されていること。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者。

6 応募方法

出店を希望される方は、下記に定める応募書類を持参又は郵送等により応募受付期間内に提出してください。

（1）応募書類

- ①テナント出店希望申込書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③経営の状況を示す書類
- ④定款、規約その他これらに類する書類
- ⑤登記簿謄本その他これに類する書類又は代表者の住民票の写し
- ⑥その他の書類

（2）受付期間

令和8年2月16日（月）から3月10日（火）まで

- ・持参の場合の受付期間：午前9時から午後5時まで
- ・郵送の場合は、令和8年3月6日（金）消印有効とします。

（3）受付場所及び問合せ先

道の駅あぐりーむ昭和 観光案内所（担当 駅長 真下）

郵便番号 379-1204

住 所 群馬県利根郡昭和村大字森下2406番地2

電話番号 0278-25-4831

（4）スケジュール（予定）

- ・令和8年2月16日～3月10日（応募申込受付）
- ・令和8年2月16日～3月 6日（質問受付、回答）
- ・令和8年3月中旬（応募者審査）
- ・令和8年3月下旬（出店者決定）
- ・令和8年4月～（出店準備）
- ・令和8年5月～（営業開始）

7 審査方法

- (1) 出店者の選定は、出店者選定委員会が行います。
- (2) 審査は書類審査とし、必要に応じて、プレゼンテーション審査を行います。
- (3) 出店者選定委員会は、非公開とします。
- (4) すべての応募者に対して審査結果を文書で通知します。ただし、選定の内容に関するお問い合わせには、お答えいたしません。
- (5) 次のいずれかに該当すると認められた場合は、出店者の選定を取り消します。
 - ①応募に関する書類及び説明等の内容に虚偽が認められた場合。
 - ②応募者の資格を満たさなくなった場合。
 - ③その他出店者として不適格な事項及び事実が認められた場合。

8 その他

- (1) 選定された方には、営業までの間、諸準備等を行うとともに、株式会社あぐり一む昭和との打ち合わせに参加し、協議及び調整を行っていただきます。
- (2) 本要項に記載のある事項のほか、記載のない事項、疑義等については、契約締結に向けた協議の中で調整していく予定です。
- (3) 出店者は決定後、株式会社あぐり一む昭和と業務委託契約を締結していただきます。